

平成24年度 林野庁関係予算の概要 (概算決定)

1. 総括表

区 分	平成23年度 当初予算額	平成24年度 概算決定額 (要求・要望)	対前年度 比	(参考)1		(参考)2	
				要求・要望 復旧・復興計	対前年度 比	H24総計+4 次補正	対前年度 比
	百万円	百万円	%	百万円	%	百万円	%
林野公共事業(一般)	179,042	174,819	97.6	186,082	103.9	186,082	103.9
治山事業	60,845	57,494	94.5	61,848	101.6	61,848	101.6
森林整備事業	118,197	117,325	99.3	124,234	105.1	124,234	105.1
災害復旧等事業費	9,974	9,974	100.0	11,151	111.8	11,151	111.8
非公共事業費	82,974	76,015	91.6	79,903	96.3	94,332	113.7
総 計	271,990	260,808	95.9	277,136	101.9	291,565	107.2

(注)1 上記のほか、農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金に、林野関係公共事業等を措置している。

2 計数は、四捨五入のため合計とは一致しない場合がある。

3 復旧・復興対策は、下記3に整理。

2. 「日本再生重点化措置」要望分(上記総括表の内数:再掲)

項 目	概算決定額
	百万円
[森林・林業再生対策、 集中豪雨等による災害防止対策]	18,945
森林整備事業(公共)	12,849
治山事業(公共)	6,096

3. 東日本大震災からの復旧・復興対策(東日本大震災復興特別会計計上)

項 目	概算決定額
	百万円
森林・林業・木材産業の復旧・復興対策等(非公共)	3,888
森林整備事業・治山事業等による復旧・復興対策(公共)	12,440
合 計	16,328

(注) 上記復旧・復興対策のほか、東日本大震災復興交付金に、震災に対応した木造公共建築物の整備を措置している。

森林・林業再生について(平成24年度概算決定)

主要課題

森林・林業の再生と多面的機能の持続的発揮

○林業の再生とそれを通じた森林の多面的機能の持続的発揮や低炭素社会への貢献

・集約化や路網整備、搬出間伐等の推進による効率的かつ持続的な森林経営の確立

○森林吸収源対策の着実な推進

・京都議定書の温室効果ガス削減目標6%のうち3.8%を森林吸収で確保するためには、毎年55万haの間伐が必要

○山地災害への対応

・森林の山地災害の防止機能を高め、国民の安全・安心を確保

人材の育成

○地域における森林づくりのマスタープランを作成し、その実行を指導できる人材、森林経営計画を作成し施業の集約化を推進する人材等の育成

国産材の利用拡大

○平成32年の木材自給率50%を目指した地域材の利用拡大

・「公共建築物等木材利用促進法」の着実な推進による、地域材の一層の利用拡大や木質バイオマス等地域材の新たな用途への利用拡大を推進

東日本大震災復興・復旧対策

○森林・林業・木材産業における放射性物質対策の推進

○防災・減災の観点からのインフラ整備の見直し

主要事項

森林管理・環境保全直接支払制度の円滑な実施

○森林経営計画に基づく搬出間伐等の森林整備を実施

【森林整備事業1,173(1,182)億円のうち
森林環境保全直接支援事業 288(294)億円】

○集約化に必要な情報の収集、立木調査、作業路網の改良等の活動を支援

【森林整備地域活動支援交付金 25(30)億円】

丈夫で簡易な路網の整備

○丈夫で簡易な「林業専用道」「森林作業道」等の路網整備を推進

【森林整備事業1,173(1,182)億円のうち
林業専用道整備対策 108(85)億円】

安全・安心の確保に向けた治山対策の推進

○台風等により被災した山地の復旧整備等を実施 【治山事業 575(608)億円】

森林・林業の再生に必要な人材の育成

○森林・林業の再生に必要なフォレスターや森林施業プランナー、間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者を育成 【森林・林業人材育成対策 61(61)億円】

地域材の利用拡大の推進

○地域における木材産業活性化、公共建築物等への地域材の利用拡大、木質バイオマスの利用拡大等を推進

【地域材供給増進対策 11(11)億円】

森林のめぐみを活かした復興・復旧

○放射性物質を除去するための実証事業や、放射性物質の拡散を防止するための森林施業・森林土木・木材産業等に係る技術開発等を推進

【＜復興＞森林・林業における放射性物質汚染等対策 20億円】

○海岸防災林等の復旧・再生を推進

【＜復興＞治山事業 44億円】
【＜復興＞災害復旧等事業 12億円】

平成24年度林野予算概算決定の主要事項

森林管理・環境保全直接支払制度	1
森林・林業人材育成対策	3
地域材供給倍増対策	4
森林・林業・木材産業づくり交付金	5
森林計画推進事業	6
林業金融対策	7
森林病虫害等被害対策	10
森林・林業技術開発推進事業	11
日本を森林で元気にする国民運動総合対策事業	13
特用林産物経営安定化・消費拡大総合対策事業	14
森林総合利用推進事業	15
森林整備事業・治山事業【公共】.....	16
【復旧・復興対策】	
森林整備事業・治山事業【公共】.....	20
災害復興関連金融対策	21
震災復興林業人材育成対策事業	23
森林・林業における放射性物質等対策	24

森林管理・環境保全直接支払制度

【31, 376 (32, 412) 百万円】

対策のポイント

森林経営計画等に基づく搬出間伐等の森林整備と、集約化施業に必要な活動に対する支援を本格的に実施します。

<背景／課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、我が国の森林資源を最大限有効に活用して森林・林業を再生し、持続的な森林経営の確立と国産材の安定供給体制を構築するため、多様な森林の整備、森林施業の集約化や路網整備を推進するとされたところです。
- ・また、森林法改正により、面的なまとまりをもった集約化や路網整備等を内容とする計画を作成する森林経営計画制度が創設されました。
- ・このため、森林経営計画の認定を受けた者を対象に、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の整備、施業の集約化に対する支援が不可欠です。

政策目標

- 森林吸収目標1300万炭素トンの達成（平成20～24年度）
- 平成32年の木材自給率50%以上

<主な内容>

1. 森林環境保全直接支援事業

森林経営計画の認定を受けた森林等において、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の整備を支援します。

また、早急に間伐が必要な森林（要間伐森林）について、市町村等が施業代行を行う場合についても支援します。

森林環境保全直接支援事業(公共) 28, 846 (29, 412) 百万円

補助率：3／10等

事業実施主体：地方公共団体、林業事業体等

2. 施業集約化促進対策

1. の集約化施業の取組に必要な諸活動に対して支援します。その際、新たな森林経営計画制度の施行に合わせ、森林の経営の委託を受けて森林経営計画を作成し、計画的に集約化施業を行う取組を重点的に支援します。

森林整備地域活動支援交付金 2, 530 (3, 000) 百万円

補助率：定額(1／2相当等)

事業実施主体：市町村

お問い合わせ先：

1. の事業 林野庁整備課 (03-3502-8065 (直))

2. の事業 林野庁経営課 (03-6744-2288 (直))

森林管理・環境保全直接支払制度

森林環境保全直接支援事業(公共) 28,846(29,412)百万円
 施業集約化促進対策(非公共) 2,530(3,000)百万円

平成24年4月1日に改正森林法の全面施行に伴い、森林経営計画に基づく搬出
 間伐等の森林整備に対する支援を本格的に実施

ポイント

- ① 集約化し計画的な施業を行う者を支援
 (森林経営計画作成者及び要間伐森林施業代行者を支援対象に追加)
- ② 間伐等は5ha以上の実施箇所をまとめて実施し、平均10m³/ha以上を搬出
- ③ 路網整備については間伐等の森林施業と一体的に実施
- ④ 集約化に必要な境界確認等の活動を支援

●森林経営計画

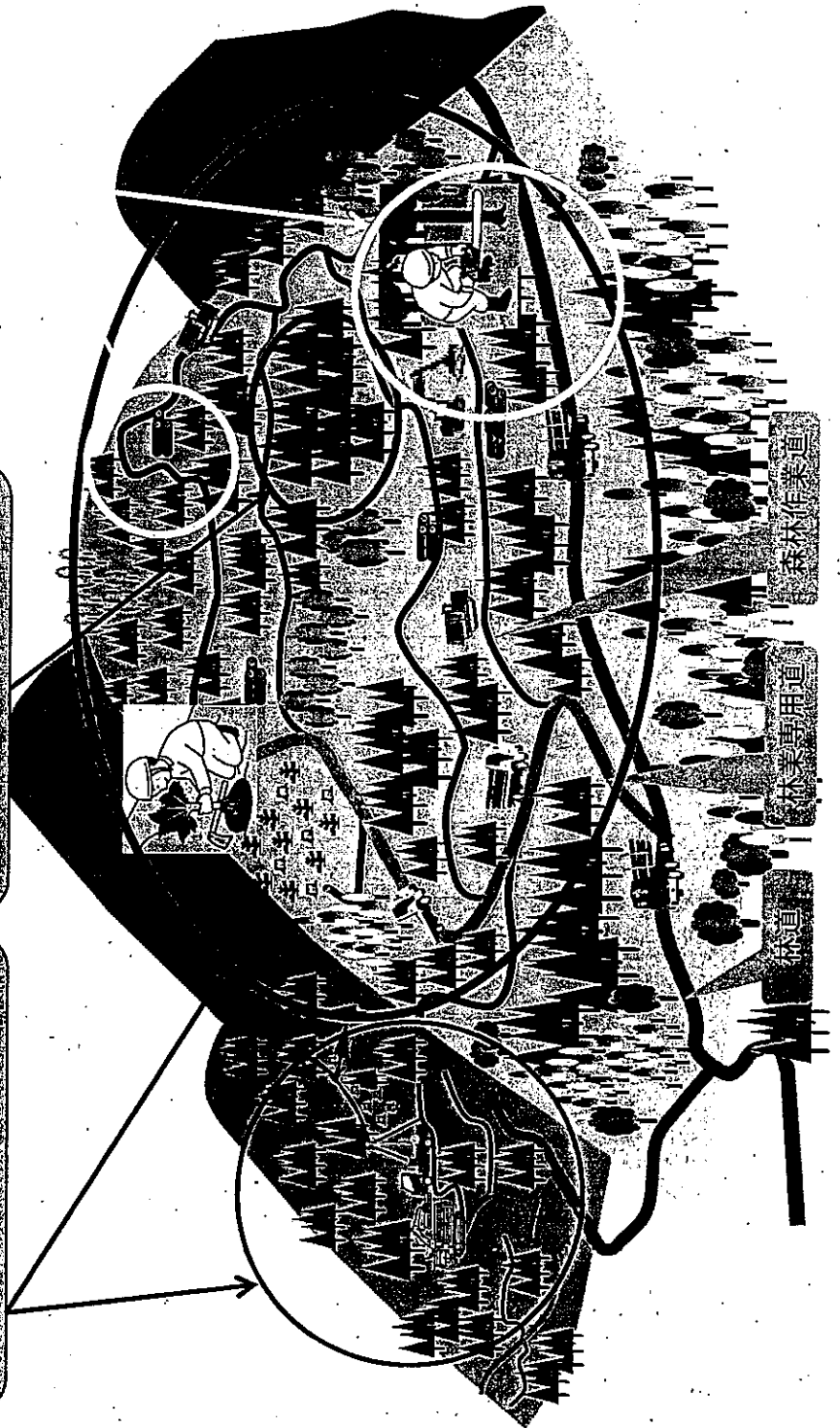
・面的まとまりをもって持続的な森林経営を実施

●要間伐森林

・早急に間伐が必要な森林における間伐
 ・施業代行も可

●間伐等

・5ha以上の実施箇所をまとめて実施



森林・林業人材育成対策

【6, 130(6, 076) 百万円】

対策のポイント

森林・林業の再生に必要なフォレスターや森林施業プランナー、間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者の育成を推進します。

<背景/課題>

- ・食と農林漁業の再生は、待ったなしの課題であり、森林・林業分野においては、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づく、森林・林業再生プランの推進が求められています。
- ・森林・林業の再生を図るためには、地域における森林づくりのマスタープランを作成し、その実行を指導できるフォレスターや提案型集約化施業を着実に実践できる能力を有する森林施業プランナー、間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者の育成が重要です。

政策目標

施業の集約化と路網の整備、高性能林業機械の活用等を担う人材の育成を推進し、これらの基盤整備等が完了した施業団地において、効率的かつ低コストの素材生産の達成（間伐：現状3m³/人日→目標値8～10m³/人日）を目指す。

<主な内容>

1. 森林づくり主導人材育成対策

600(545) 百万円

(1) 日本型フォレスター育成調査・研修改良事業

平成25年度からのフォレスター認定に向けた仕組みづくりとその候補者（准フォレスター）の育成を進めるため、仮カリキュラムによる研修（450人規模）を実施するとともに、研修受講者による試行的なフォレスター活動等の状況調査を行い、研修カリキュラムの検証・見直し、認定の基準・手法の開発等を行います。

(2) 日本型フォレスター活動・育成支援事業

(1)の准フォレスター育成研修への参加や試行的なフォレスター活動の実施を支援します。

(3) 森林施業プランナー実践力向上対策事業

提案型集約化施業の中核を担う森林施業プランナーの実践力を向上させるための研修等（400人規模）を行います。また、施業集約化がより広範な林業事業体で取組まれるようにするためのワークショップ開催等を支援するとともに、林業事業体の実践体制の評価、森林施業プランナーの資格認定等に必要な経費を支援します。

2. 「緑の雇用」現場技能者育成対策

5, 530(5, 530) 百万円

(1) 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ

①就業体験やガイダンス、トライアル雇用（300人規模）による新規就業者の確保、②3年間のOJT研修等（3,400人規模）による新規就業者の育成、③現場管理責任者等へのキャリアアップ（300人規模）に必要な経費を支援します。

※ 研修生当たり9万円/月等を助成（①のトライアル雇用は3ヶ月、②のOJT研修は1年目8ヶ月、2, 3年目6ヶ月を上限）

(2) 森林作業道作設オペレーターの育成

丈夫で簡易な森林作業道を作設するオペレーターを育成するための研修（920人規模）の実施に必要な経費を支援します。

補助率：1-(2), 2の事業 定額 1-(3)の事業 定額・1/2
事業実施主体：1-(2)の事業 都道府県・市町村 1-(3), 2の事業 民間団体等
委託先：1-(1)の事業 民間団体等

お問い合わせ先：

1-(1), (2), 2-(2)の事業 林野庁研究・保全課(03-3502-5721(直))
1-(3), 2-(1)の事業 林野庁経営課 (03-3502-8048(直))

地域材供給倍増対策

【1,098(1,056)百万円】

対策のポイント

「木材自給率50%以上」を目指し、木材産業の活性化、公共建築物等への地域材の利用促進や木質バイオマスの利用拡大の取組を支援します。

＜背景／課題＞

- ・食と農林漁業の再生本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」においては、「森林・林業基本計画」に基づく森林・林業の再生のための取組が求められています。
- ・「森林・林業基本計画」に基づいて、国産材の利用拡大を図るためには、小規模・分散的・多段階という国産材の加工・流通体制の改革が必要です。
- ・「公共建築物等木材利用促進法」の着実な推進等により、公共建築物のみならず、住宅等幅広い分野への地域材の一層の利用促進や、木質バイオマスの利用拡大につなげていくことが必要です。

政策目標

- 木材産業等の活性化を図る地域における木材利用量：
平成23年度から平成27年度までの5年間で9.5万m³増加
- 公共建築物の木造率（床面積）を平成27年度までに現在の8%から24%に向上

＜主な内容＞

1. 水平連携等を通じた木材産業の活性化

集成材工場向けのラミナ挽き等の水平連携構想の作成、工務店と連携した部材の共通化、品質・性能の確かな部材の供給体制の構築、木製ガードレールなど土木資材の普及等の取組に対し支援します。

2. 公共建築物等への地域材の利用促進

公共建築物等への地域材の利用を促進するため、次の支援を行います。

- ① 木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援や整備資金の借入に対する利子助成
- ② 木造設計を担う建築士が地域材製品の選択に用いる設計ツールの提供、健康・省エネ対策への支援等
- ③ 地域材を利用したモデル製品の開発・普及支援
- ④ 木材のトレーサビリティ制度（合法性、伐採地等の表示）や環境貢献度の表示、海外での実証等、地域材の差別化・信頼性向上の取組への支援

3. 木質バイオマスの利用拡大

木質バイオマス利活用施設の整備等に係る資金の借入に対する利子助成や、未利用間伐材等の木質バイオマスの効率的利用を図るための技術支援を行います。

地域材供給倍増事業 1,018(856)百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

- 1及び2②の事業 林野庁木材産業課（03-6744-2294（直））
- 2①③④及び3の事業 林野庁木材利用課（03-6744-2296（直））

森林・林業・木材産業づくり交付金

【623（1,610）百万円】

対策のポイント

地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、必要な経費について都道府県等に対し一体的な支援を行います。

<背景／課題>

- ・食と農林漁業の再生は、待ったなしの課題であり、森林・林業分野においては、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づく、森林・林業再生プランの推進が重要です。
- ・森林・林業再生プランの達成のためには、施業の集約化、路網の計画的な整備、林業機械の導入、木造公共建築物の整備等木材需要の拡大が必要です。
- ・年間約2,000万 m^3 （推計）発生している林地残材は、ほとんどが未利用となっています。

政策目標

- 地域材利用量の増加（年間3万 m^3 以上）
- 公共建築物の木造率（床面積）を平成27年度までに現在の8%から24%に向上

<主な内容>

1. 都道府県を經由して実施する事業

以下のメニュー等について都道府県等に対し一体的な支援を実施します。

- ① 森林づくりの推進（路網整備、林業機械作業システム整備）
- ② ミニチュア採種園等緊急整備事業（圃場整備等）
- ③ 林業構造確立施設の整備（効率化施設整備等）
- ④ 木造公共建築物等の整備（公共建築物等木材利用促進法に規定する市町村方針に基づくもの）
- ⑤ 山地防災情報の周知（山地防災情報の共有体制整備等）
- ⑥ 森林資源の保護（森林病虫害防除、野生鳥獣被害防除等）
- ⑦ 林業担い手等の育成確保

補助率：1／2以内等
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

2. 市町村直接交付モデル整備

上記①、③、④に加えて、教育の森整備（実習林等フィールド整備等）、特用林産の振興施設整備（ほだ場整備等）、木材産業構造改革整備（木材加工流通施設整備等）及び木質バイオマス利用促進整備メニューについて市町村等に対し直接交付金を交付し支援を実施します（ただし、県域を越えて取り組む事業に限る。）。

補助率：1／2以内等
事業実施主体：市町村、民間団体

【お問い合わせ先：林野庁経営課（03-3502-8055（直））（全体窓口）】

森林計画推進事業

【648(597)百万円】

対策のポイント

森林計画の適切な策定等に必要な森林情報の整備等を図り、森林の計画的な整備・保全を推進します。

<背景／課題>

- ・食と農山漁村の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、「森林・林業基本計画」に基づき、森林・林業を再生し、持続的な森林経営の確立と国産材の安定供給体制を構築するため、森林施業の集約化や路網整備等を推進するとされたところです。そのためには、森林所有者情報を的確に把握することが重要です。
- ・平成23年4月に公布された森林法改正法では、市町村に対する新たに森林の土地の所有者となった旨の届出や、森林所有者等に関する情報の利用等の規定が追加されました。
- ・森林計画の作成等に必要な森林情報の整備を行う中で、森林所有者情報を的確に管理し、活用していくために、情報管理を行う仕組み作りが必要です。

政策目標

森林施業の集約化等に必要な森林所有者情報の管理が出来る体制の整備を100%完了（平成28年度）

<主な内容>

1. 地域森林計画編成事業

169(16.9)百万円

都道府県が整備している森林GISの森林空間データの整備とともに、森林施業の集約化等に必要な森林所有者情報の適切な管理のため、他機関が所有する情報や都道府県内の他部局が所有する情報について共有し、総合的かつ一元的に管理するためのシステム整備等に対して支援します。

補助率：1/2
事業実施主体：都道府県

2. 市町村森林所有者情報整備事業

476(0)百万円

森林の土地の所有者となった旨の届出等への対応に必要なシステムの整備等を図るとともに、市町村森林整備計画を地域の森林・林業のマスタープランとして高度に機能させるため、市町村GISについて森林所有者情報とのリンクに必要な整備、森林資源情報に関する調査等に対して支援します。

補助率：1/2
事業実施主体：市町村等

[お問い合わせ先：林野庁計画課（03-6744-2300（直））]

林業金融対策

【1, 564(2, 228) 百万円】

対策のポイント

森林・林業基本計画に掲げられた目標を実現するため、林業者等の森林整備や設備投資等に対する金融支援を図り、地域材の利用を促進します。

<背景／課題>

- ・森林・林業の再生には、食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づく森林・林業再生プランの推進が重要です。
- ・森林・林業再生プランの実現のためには、森林・林業基本計画に基づき多様な森林の整備、森林施業の集約化や路網整備、人材育成、木材の利用拡大等の取組の推進が必要です。

政策目標

意欲ある林業者等の経営規模の拡大・維持及び地域材の加工・流通体制の改善に必要な資金調達の円滑化

<主な内容>

1. 利子助成による地域材利用の促進

地域材利用の促進を通じて、森林・林業基本計画に掲げられている木材自給率50%の目標を達成するために、林業者等に対し、最大2%の利子助成（実質無利子化）を講じることにより、林業経営規模の拡大・維持や地域材の加工・流通体制の改善を図ります。（融資枠：80億円）

地域材利用促進緊急利子助成事業 220(180) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

2. 無利子資金による森林整備の推進

森林整備を推進するために、施業規模を集積させた林業者に対し、有利子の（株）日本政策金融公庫資金と無利子資金（森林整備活性化資金）を併せて貸し付けることにより、林業者の金利負担の軽減を図ります。（融資枠：17億円）

森林整備活性化資金造成費・利子補給金 984(1, 577) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金

3. 無利子資金による林業・木材産業の経営の改善

林業・木材産業の健全な発展を一体的に推進することを目的に、都道府県が無利子の貸付けを行い、林業者・木材産業者等が先駆的取組による経営改善を実施

する際に必要となる施設整備の負担の軽減を図ります。(融資枠：100億円)

〔 林業・木材産業改善資金造成費補助金 35(38)百万円
補助率：2/3
事業実施主体：都道府県 〕

4. 信用保証の基盤強化と林業・木材産業の合理化の推進

(1) 林業信用保証の基盤強化

林業者・木材産業者が資金調達を円滑に行うことが出来るよう、景気低迷により高水準にある代位弁済費の一部について支援を行うことにより、保証料の軽減を図ります。

〔 国産材需要・供給拡大林業信用保証事業 265(368)百万円
補助率：定額
事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金 〕

(2) 低利運転資金による林業・木材産業の合理化の推進

林業・木材産業を担う事業者が事業の合理化等を推進するのに必要となる運転資金について、低利で貸し付けることにより、木材関連産業及び林業の健全な発展を図ります。(融資枠：600億円)

〔 木材産業等高度化推進資金事業 60(65)百万円
補助率：定額
事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金 〕

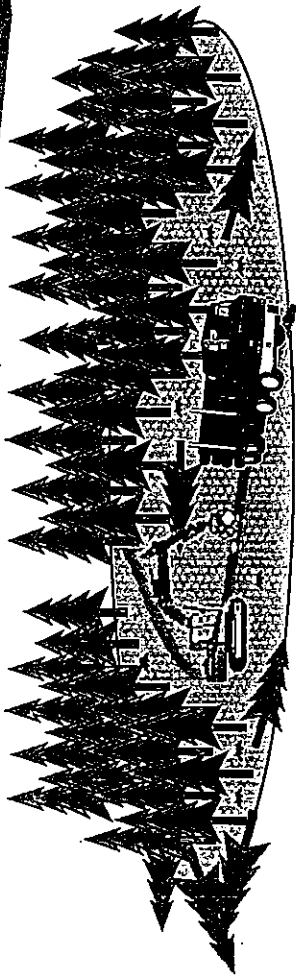
[お問い合わせ先：林野庁企画課 (03-3502-8037(直))]

林業金融対策

平成24年度概算決定額 1,564百万円(2,228百万円)

森林・林業基本計画に掲げられた目標を実現するため、森林施業の集約化や木材の加工・流通構造の改革を通じ地域材の利用を促進していくことが重要。

林業者等による森林整備や設備投資に対する融資の充実



利子助成による地域材利用の促進

○地域材利用促進緊急利子助成事業 220百万円(180百万円)

- ・ 森林取得、加工・流通施設等の整備を行う林業者等に対する最大2%の利子助成(実質無利子化)
- ・ 利子助成期間:最大15年
- ・ 融資枠:80億円

信用保証の基盤強化と林業・木材産業の合理化の推進

○国産材需要・供給拡大林業信用保証事業 265百万円(368百万円)

- ・ 景気低迷により高水準にある代位弁済費の一部を支援し、保証料を軽減

○木材産業等高度化推進資金事業 60百万円(65百万円)

- ・ 木材産業者等が行う事業の合理化等を推進するために必要となる運転資金について低利で貸付
- ・ 融資枠:600億円

森林整備の推進

○森林整備活性化資金造成費・利子補給金

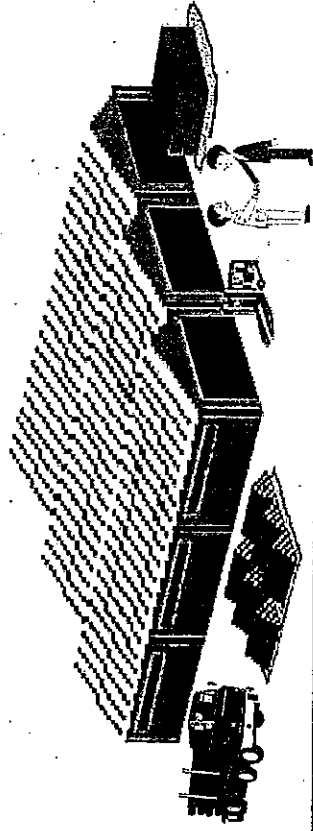
984百万円(1,577百万円)

- ・ 施業規模を集積させた林業者に対し、有利子の公庫資金と無利子資金(森林整備活性化資金)を併せて貸し付けることによる金利負担を軽減
- ・ 償還期限30年(据置期間20年)
- ・ 融資枠:17億円

林業・木材産業の経営改善の推進

○林業・木材産業改善資金造成費補助金 35百万円(38百万円)

- ・ 木材産業者等が取り組む経営改善のための設備投資に対する無利子貸付
- ・ 償還期間:原則10年以内(据置期間3年以内)
- ・ 融資枠:100億円



融資による川上から川下までの一体的な支援

林業・木材産業の健全な発展を実現

森林病虫害等被害対策

【876（876）百万円】

対策のポイント

森林病虫害等による被害対策として必要な取組を実施します。引き続き、東北地方等において、農林水産大臣の駆除命令による徹底的な防除対策等を推進します。

<背景／課題>

- ・食と農林漁業の再生は、待ったなしの課題であり、森林・林業分野においては、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づく、森林・林業再生プランの推進が重要です。
- ・森林・林業の再生のためには、森林病虫害等被害対策の充実に努める必要があります。

政策目標

保全すべき松林が適切に保全されていると認められる都府県の割合100%（森林病虫害等の被害の防止）

<主要内容>

1. 森林害虫駆除事業委託

松くい虫被害先端地域である東北地方の県境付近において被害の拡大を未然に防止する観点、佐渡においてトキの営巣木等を保全する観点から、農林水産大臣の駆除命令による伐倒駆除等の事業、薬剤防除自然環境等影響調査を実施します。ナラ枯れ被害防除技術の確立に資するよう被害対策の効果調査を実施します。

補助率：委託
事業実施主体：国（委託先は都道府県）

2. 森林病虫害等防除損失補償金

農林水産大臣命令を受けて樹木の伐倒の措置を行うことにより通常生ずべき損失額に相当する金額及び薬剤による防除又ははく皮、焼却の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額等を補償します。

補助率：10/10
事業実施主体：国

3. 森林病虫害等防除事業費補助金

(1)被害拡大地域対策事業（松くい虫防除）

従来被害がなかった地域で新たな被害が発生している高緯度・高標高地域等における松くい虫防除対策を実施します。

(2)環境に配慮した松林保全対策事業

天敵微生物等を用いた伐倒駆除等、松林や周辺の環境に配慮した、環境に対する負荷の小さい防除対策を実施します。

(3)政令指定病虫害等防除事業

せん孔虫類、食葉性害虫、のねずみ等による被害のまん延を防止するための防除対策、及びナラ枯れ被害対策の駆除措置として被害木の破砕による処理及びカシノナガキクイムシの誘引捕殺を実施します。

補助率：(1)1/2、(2)1/2、(3)1/2（のねずみは北海道3/8それ以外1/3）
事業実施主体：都道府県、市町村等

[お問い合わせ先：林野庁研究・保全課（03-3502-1063（直））]

森林・林業技術開発推進事業

【181（289）百万円】

対策のポイント

先進的な林業機械、作業システム等の開発・導入促進を図ります。

<背景／課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、多様な森林整備の推進と持続可能な森林経営の確立を図り、木材自給率50%目標の達成を目指すこととされたところです。
- ・このためには、森林施業の低コスト化が不可欠であり、先進的な機能を有し我が国の作業条件に適した林業機械の開発や現地に適した作業システムの導入が必要です。

政策目標

素材生産量に占める高性能林業機械を使用した生産量の割合を平成27年度に6割に拡大（4割(平成21年度)→6割(平成27年度)）

<主な内容>

1. 先進的な機能を有し我が国の作業条件に適した林業機械の開発

従来我が国で普及している機械とは異なる先進的なコンセプトを有しつつ、我が国の条件に合致した林業機械の開発を行います。

先進林業機械開発促進事業 45（0）百万円
補助率：1／2
事業実施主体：民間団体

2. 先進林業機械の導入促進及び現地に適した作業システムの導入支援

先進林業機械のさらなる改良、導入した作業システムを検証・分析・評価するとともに、生産性の高い作業システムの導入を支援します。

先進林業機械改良・新作業システム開発事業 39（69）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

3. 育林機械・技術の開発及び開発された育林体系の分析・評価

育林工程の短縮・省力化につながる育林機械等を開発・改良するとともに、開発された育林体系・機械の現地適用について分析・評価等を行います。

育林省力化技術開発促進事業 12（24）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

4. 未利用森林資源の利用技術の開発

林業機械等により収集・運搬した木質バイオマスを大量かつ安定的に利用するための技術の開発を行います。

森林整備効率化支援機械開発事業 85（196）百万円
委託先：民間団体

[お問い合わせ先：林野庁研究・保全課（03-3501-5025（直））]

森林・林業技術開発推進事業

先進的な林業機械の開発(新規)

- 従来我が国で普及している機械とは異なる先進的なコンセプトを有し、我が国の作業条件等に合致した林業機械の開発を行います。



先進的な林業機械の開発

育林工程のコスト削減

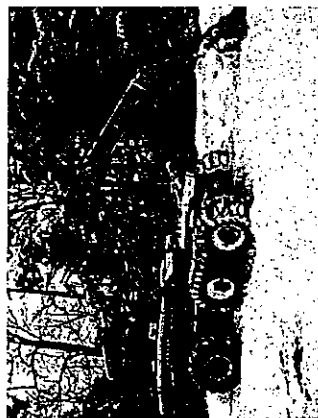
- 育林工程の省力化のための育林機械や技術を開発し、これらを現場に導入して適用性の分析・評価を行います。



育林機械・技術の開発と分析・評価

先進林業機械による飛躍的な作業効率の向上

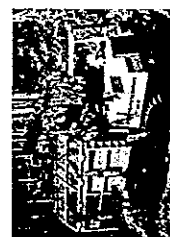
- 先進林業機械のさらなる改良、導入した作業システムを検証・分析・評価するとともに、生産性の高い作業システムの導入を支援します。



先進林業機械を導入した作業システムの評価

未利用森林資源の利用技術の開発

- 林業機械等により収集・運搬した木質バイオマスを大量かつ安定的に利用するための技術の開発を行います。



収集・運搬



木質バイオエタノール製造

日本を森林で元気にする国民運動総合対策事業〔新規〕

【108（0）百万円】

対策のポイント

国民参加の森林づくりの推進や、木を使うことが森林の整備や林業の振興に結びつくことへの理解の醸成を一層効果的かつ効率的に行い、森林整備の推進や地域材等の森林資源の利用を拡大するための国民運動を展開します。

＜背景／課題＞

「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づく、森林・林業再生プランの推進に当たり、我が国の成熟した森林資源を活かしつつ、森林・林業・木材産業の振興を図るためには、これまで以上に幅広い国民各層に森林づくり活動や木づかい運動への理解と参加を促していくことが重要です。

政策目標

- 森林づくり活動への年間のべ参加者数を、120万人（平成21年度末）から平成24年度末までに170万人に増加
- 「木づかい運動」への参加団体数を、277団体（平成22年度末）から平成27年度末までに400団体に増加

＜主な内容＞

1. 森林づくり活動や木づかい運動等の総合的普及啓発 6.1百万円

森林づくりや木材の利用促進等に対する国民の理解を醸成するための共同広報、森林づくりと木づかいへの理解醸成のための協働イベントの開催等、様々な手法を活用した総合的普及啓発を推進します。

2. 国民の参加・体験・学びの促進 4.7百万円

NPO等による森林づくり活動、木育の実践活動等、国民が森林・林業や木材の利用を身近に感じるための取組を促進します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

〔お問い合わせ先：林野庁研究・保全課（03-3502-8243（直））〕

特用林産物経営安定化・消費拡大総合対策事業

【27(33)百万円】

対策のポイント

消費者の安全と信頼の確保、生産者の生産・販売力の強化による経営の安定化・高度化及びきのこ生産に必要な資材の安定供給対策に取り組みます。

<背景/課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、特用林産の振興については、林業者等の収入を補完する就業機会の創出等を促進するため、森林・林業再生プランを推進するとされたところ。
- ・食の安全・安心に関する消費者の関心が高まる中、山村の過疎化・高齢化、需要の低迷、他の資材への代替などに伴い、生産者の意欲は大きく減退しています。
- ・福島第一原発の事故による放射性物質の影響で、きのこ原木等生産資材の安定供給が求められています。

政策目標

国産きのこ類の生産量447千トン（平成20年）

→472千トン（平成27年）

<主な内容>

1. 消費者の安全・信頼の確保対策

- (1) きのこの生産過程におけるトレーサビリティの円滑な導入に向けた関係者の取組状況や問題の調査・検討をします。
- (2) きのこ菌床培地用おがこの品質認証システムの検証等をします。

2. 経営高度化対策

生産性の効率化や所得向上に資すると考えられる、技術開発が進んでいるものの実用化に至っていない新生産技術・新規用途技術の検証をします。

3. きのこ生産資材の安定供給対策

きのこ生産に必要な資材（原木やおがこ）を円滑に調整できる体制を整えるため、県域を越えた原木産地間の協議会による安定供給プランを策定します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

【お問い合わせ先：林野庁経営課（03-3502-8059（直））】

森林総合利用推進事業

【29（45）百万円】

対策のポイント

里山林の再生に向けて、地域住民の活動に関する里山林再生地域指針を実証・確立するとともに、これを実践するマニュアルの作成等を支援することにより、全国規模での取組の拡大につなげます。

<背景／課題>

- ・かつて薪炭材や農業肥料の供給の場となっていた里山林は、近年、利用されず放置されるケースが顕著となり、タケやササの侵入、ゴミの不法投棄、獣害の増加等が問題となっています。
- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、山村に豊富に存在する森林資源の有効活用等を促進することとされたところです。
- ・近年、利用されずに放置されている里山林の再生を図るためには、里山林に賦存する森林資源の新たな利用価値を見い出すことで、地域の里山林再生への取組意欲の向上を図ることが重要です。

政策目標

平成22年度の里山林の資源を活用した持続可能な活動に取り組む団体数（466）を平成26年度までに20%増加（560）

<主な内容>

1. 地域の特性に応じた持続可能な里山林再生地域指針の構築

里山林をフィールドとして、NPO法人等と地域住民の協働により、里山林再生方策を検討し、実際に里山林で実践することにより、持続可能な里山林再生地域指針を確立します。

2. 人材育成・マニュアル作成

1. の里山林再生地域指針を活用して、全国での取組を拡大するため、里山林再生のためのマニュアルを作成するとともに、現場での指導能力だけでなく、企画能力や安全管理能力等の高度な能力を持った人材を育成します。

3. 森林総合利用情報の集積、共有化

里山林の再生に取り組むNPO法人等のネットワーク化を図るとともに、本事業で作成した里山林再生のためのマニュアルをはじめ、森林の多様な利用に係る全国の様々な情報を集積し、情報提供を図ります。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

【お問い合わせ先：林野庁計画課（03-3502-0048（直））】

森林整備事業・治山事業（公共）

【174, 819(179, 042) 百万円】

対策のポイント

- ・ 集約化し計画的に搬出間伐を行う者への直接支払制度や丈夫で簡易な林業専用道の整備等を推進します。【森林整備事業】
- ・ 深層崩壊など激甚な災害をもたらした台風等により被災した山地等の復旧整備や津波からいのちと暮らしを守る海岸防災林の整備を通じ、安全・安心を確保します。【治山事業】

<背景／課題>

- ・ 食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、「森林・林業再生プランを推進する」や「震災に強い農林水産インフラを構築する」とされています。
- ・ 利用期を迎えている人工林資源を活かし、持続的な森林経営を実現するためには、施業の集約化、路網の整備、搬出間伐等の推進が重要です。
- ・ 京都議定書森林吸収目標1,300万炭素トン達成のためには、56万haの間伐が必要です。
- ・ 東日本大震災による被害に加え、台風第12号などによる豪雨等により山地災害が全国各地で発生しており、国民の生命・財産を守るため、治山対策等を推進していく必要があります。

政策目標

- 平成32年の木材自給率50%達成に向けた路網整備や搬出間伐の推進
- 森林吸収目標の達成に向けた間伐の実施（平成19年度から24年度の6年間で330万ヘクタール）
- 周辺の森林の山地災害の防止機能等が確保された集落の数を約5万2千集落（平成20年度）から約5万6千集落（平成25年度）に増加等

<主な内容>

1. 森林整備事業

117, 325(118, 197) 百万円

- (1) 森林経営計画の認定を受けた者等を対象に、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の整備を支援します。

【森林環境保全直接支援事業（公共） 28, 846(29, 412) 百万円】

- (2) 丈夫で簡易な「林業専用道」の整備を図り、「森林作業道」等と併せて路網整備を推進します。

【林業専用道整備対策（公共） 10, 777(8, 514) 百万円】

※ 大規模な森林施業の集約化や民有林と国有林による共同施業等に取り組む地域については、日本再生重点化措置枠として、搬出間伐や高密度な路網の整備を重点的に支援します。

（日本再生重点化措置「森林・林業再生対策」）

2. 治山事業

57,494(60,845)百万円

(1) 局地的豪雨により被災した地域等において、民有林直轄治山事業の新規地区着手等緊急的かつ集中的な復旧整備を推進します。

【復旧治山事業等(公共) 37,489(38,855)百万円】

【うち、民有林直轄治山事業 9,380(9,309)百万円】

(2) 津波や飛砂・風害等に備えた海岸防災林等の整備や既存の防潮堤のかさ上げ等の施設の機能強化を推進します。

【防災林造成事業(公共) 2,065*(2,154)百万円】

(※復旧・復興対策分を含めると4,101百万円の内数)

※ 山地の深層崩壊など激甚な災害により孤立集落が発生するおそれのある地域等については、日本再生重点化措置枠として、山腹の崩壊などの山地災害の防止対策を重点的に支援します。

(日本再生重点化措置「集中豪雨等による災害防止対策」)

（お問い合わせ先：1の事業 林野庁整備課(03-6744-2303(直))
2の事業 林野庁治山課(03-6744-2308(直))

平成24年度林野公共事業予算について

森林整備事業 117,325 (118,197) 百万円
治山事業 57,494 (60,845) 百万円
上記のほか復旧・復興対策分 11,263 百万円

現状と課題

震災復興対策

- 東日本大震災による未曾有の被害

・海岸部の保安林延長の約2/3が被災

- 原発事故を踏まえた再生エネルギーの推進

・木質バイオマス利用に向けた搬出間伐の推進

- ▶ 復興木材の供給、雇用の創出、海岸防災林の復旧・再生、山腹崩壊等の復旧が急務

森林・林業再生プラン

- 10年後の木材供給量50%以上達成
- 森林法改正、森林・林業基本計画の策定

- ▶ 搬出間伐の推進、路網整備の加速化のための予算の確保

地球温暖化防止

- 森林吸収源対策の最終年度

▶ 56万haの間伐の実施に必要な予算の確保

豪雨災害への対応

- 台風による豪雨等が多発し山地災害が各地で発生

- ▶ 被災箇所での早急な復旧整備による安全・安心の確保

平成24年度概算決定内容

～東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本林業の再生～

森林整備事業

- 搬出間伐等への支援
(直接支払制度の実施)

森林環境保全直接支援事業 28,846(29,412)百万円
施業集約化促進対策(非公共) 2,530(3,000)百万円

・森林経営計画の認定を受けた者等を対象に、搬出間伐等の森林施業と、これと一体となった森林作業道の整備を支援する直接支払制度を実施。併せて、施業集約化のための活動を行う者への支援(非公共・ソフト)を一体的に実施。

- 路網整備の推進

林業専用道整備対策 10,777(8,574)百万円

・丈夫で簡易な「林業専用道」の整備を図り、「森林作業道」等と併せて路網整備を推進。

- ※ 大規模な森林施業の集約化や民有林と国有林による共同施業等に取り組む地域については、日本再生重点化措置枠として、搬出間伐や高密度な路網の整備を重点的に支援します。
(日本再生重点化措置「森林・林業再生対策」)

治山事業

- 集中豪雨等に対応した復旧対策

復旧治山事業等 37,489(38,855)百万円
(うち、民有林直轄治山事業 9,380(9,309)百万円)

・局地的豪雨により被災した地域等において、民有林直轄治山事業の新規地区着手等、緊急的かつ集中的な復旧・整備を推進します。

- 津波等に備えた海岸部の対策

防災林造成事業 2,065*(2,154)百万円
(※復旧・復興対策分を含めると4,101百万円の内数)

・津波や飛砂・風害等に備えた海岸防災林等の整備や既存の防潮堤の嵩上げ等の施設の機能強化を推進します。

- ※ 山地の深層崩壊など激甚な災害により孤立集落が発生するおそれのある地域等については、日本再生重点化措置枠として、山腹の崩壊などの山地災害の防止対策を重点的に支援します。
(日本再生重点化措置「集中豪雨等による災害防止対策」)

復旧・復興対策

森林整備事業・治山事業 11,263 百万円

- ・東日本大震災の被災地等において、海岸防災林の復旧・再生を図るとともに、間伐等の実施による「災害に強い森林づくり」を進め、復興木材の安定供給を推進します。

森林・林業
再生プランの
着実な推進

効率的で安定
した木材生産
の確立

森林吸収目標
の達成

災害に強い安
全で安心でき
る地域の創造

震災からの
復興再生

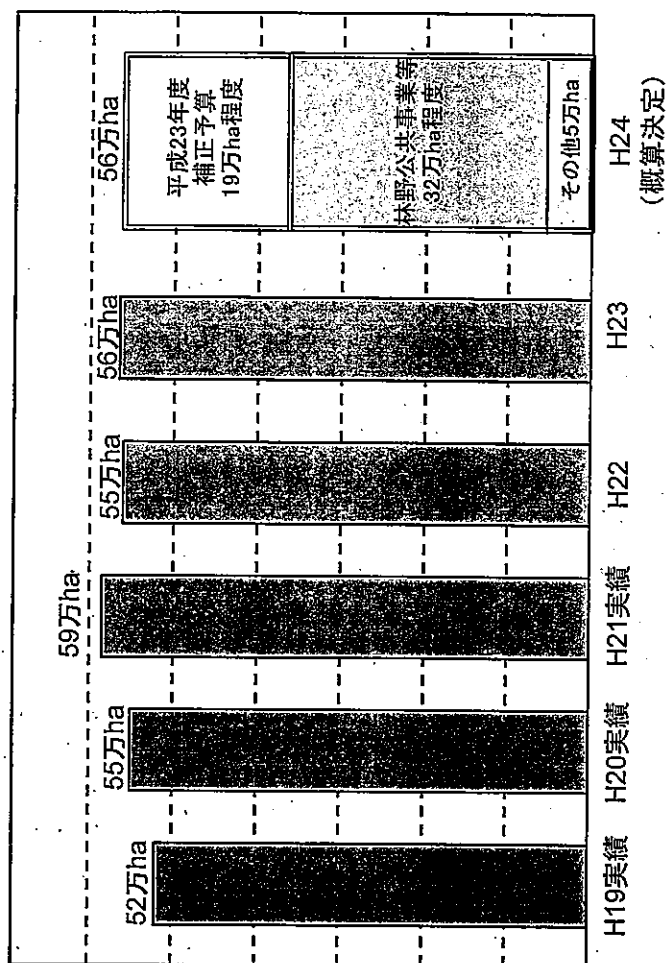
森林吸収目標達成に向けた取組について

- 京都議定書に基づく国際約束である我が国の削減目標6%の達成を図る上で、その3分の2近くを占める森林吸収目標の達成が不可欠。
- 京都議定書森林吸収目標(1300万炭素トン)の達成を図るためには、平成19～24年度の6年間に於いて、間伐を毎年平均55万ha、6年間で合計330万ha実施することが必要。
- 平成24年度概算決定及び平成23年度補正予算等により、56万haの間伐に必要な予算額を計上。

平成24年度の取組

- 約15万haに相当する間伐等を実施する「森林環境保全直接支援事業」(288億円)を含む、約32万haの間伐等を平成24年度林野公共事業予算(1,861億円)等で計上。
- このほかに、平成23年度補正予算で措置した・森林整備加速化・林業再生事業(平成23～26年度の措置で1,399億円の内数)・復興支援森林整備緊急対策等(340億円の内数)等により、森林吸収目標達成に必要な56万haの間伐が実施可能な予算を計上。

間伐面積の推移について



※ その他には、自力・県単独事業による5万ha分の見込値を含む。

森林整備事業・治山事業（公共）

【復旧・復興対策分 11, 263百万円】

【うち復興庁計上分 7, 585百万円】

対策のポイント

- ・間伐等の実施により、東日本大震災の被災地等における「災害に強い森林づくり」を進め、復興木材の安定供給を推進します。【森林整備事業】
- ・津波からいのちと暮らしを守る海岸防災林の復旧・再生や被災した山地等の復旧整備を通じ、安全・安心を確保します。【治山事業】

<背景／課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、「震災に強い農林水産インフラを構築する」とされているところです。
- ・東日本大震災により、林地荒廃や林道施設等の被害が発生している中、今後、台風や豪雨等により更なる被害の拡大が懸念されることから、間伐等の森林施策を行い、森林の公益的機能を持続的に発揮する、「災害に強い森林づくり」を推進する必要があります。
- ・東日本大震災では、海岸部の保安林に甚大かつ広域に及ぶ被害が発生するとともに、山間地でも山腹崩壊等の被害が多数発生しました。また、東海、東南海地震等が高い確率で発生すると想定される中で津波や山地災害に対する住民の不安が高まっており、崩壊地の復旧対策等が急務となっています。

政策目標

- 森林の公益的機能の発揮により「災害に強い森林づくり」を推進
- 治山対策による復旧整備を実施し、被災地及び東海・東南海地震等により災害発生のおそれが高い地域の災害防止

<主な内容>

1. 森林整備事業・治山事業（被災地対策）

- (1) 東日本大震災により林地荒廃等の森林被害が発生した地方公共団体等において適切な間伐等の実施による「災害に強い森林づくり」を進めます【森林整備事業】。
- (2) 東日本大震災で発生した山腹崩壊地等における復旧整備や被災した海岸防災林の復旧・再生を実施します【治山事業】。

2. 森林整備事業・治山事業（全国防災対策）

- (1) 東海・東南海地震等の防災対策推進地域に指定された市町村のうち、過去に林地崩壊等の森林被害が頻発した市町村を中心に、適切な間伐等の実施による「災害に強い森林づくり」を進めます【森林整備事業】。
- (2) 東海・東南海地震等により、災害の危険性が高く地域住民の不安が高まっている地域における崩壊地等の集中的な復旧整備、津波等に備えた海岸防災林の防潮堤等の整備を実施します【治山事業】。

森林整備事業（公共） 6, 909百万円

治山事業（公共） 4, 354百万円

国費率：10/10、2/3、1/2等

事業実施主体：国、都道府県、（独）森林総合研究所

お問い合わせ先：

森林整備事業：林野庁整備課（03-6744-2303（直））

治山事業：林野庁治山課（03-6744-2308（直））

災害復旧関連金融対策

【復旧・復興対策分 676 百万円】

【うち復興庁計上分 676 百万円】

対策のポイント

被災した林業者・木材産業者等の災害復旧・復興に必要な資金について、金利・保証料等の軽減を図ります。

<背景／課題>

東日本大震災により被災した林業者・木材産業者等が、資金を円滑に調達できる環境の確保を図り、災害復旧・復興を支援する必要があります。

政策目標

災害復旧・復興に必要な資金の融通の円滑化

<主な内容>

1. 実質無利子・無担保・無保証人貸付による被災林業者等への支援

被災林業者等が、日本政策金融公庫の災害復旧関係資金を借り入れる場合の金利負担に対し、最大2%の利子助成を行います。

また、日本政策金融公庫資金を無担保・無保証人で借り入れることができるよう、日本政策金融公庫に対する出資を行います。(融資枠：12億円)

災害復旧関係資金利子助成事業 235 百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体、(株) 日本政策金融公庫

2. 災害林業・木材産業者への資金調達の円滑化に対する支援

被災林業者・木材産業者の災害復旧・復興関係資金の調達に係る保証について、保証利用者の負担軽減を図るために保証料の助成を行います。

また、災害復旧・復興関係資金の調達に当たって、保証利用者の負担が増加しないよう保証を行う農林漁業信用基金が負担する代位弁済費を措置します。

災害復旧林業信用保証事業 442 百万円

補助率：定額

事業実施主体：(独) 農林漁業信用基金

[お問い合わせ先：林野庁企画課 (03-3502-8037 (直))]

林業・木材産業等の金融支援措置

平成24年度概算決定額676百万円

○ 被災した林業者・木材産業者等の災害復旧・復興等に必要な資金について、金利・保証料等の負担軽減を図ります。

融資	対象者	資金使途	限度額	講じる措置の概要
公庫資金	被害を受けた林業者	被害造林地、樹苗用施設、林道等の復旧	借受者の負担額の80%	・無利子 ・無担保・無保証人貸付
農林漁業セーフティネット資金	被害を受けた林業者	長期運転資金	1200万円	
農林漁業施設資金	被害を受けた林業者又は林業を併せ営む木材産業者	林業機械、林産加工施設等の復旧	借受者の負担額の80%等	
保証	対象者	保証対象資金	保証割合	講じる措置の概要
災害復旧林業信用保証	林業者又は木材産業者等	運転資金及び設備資金	100%	・無担保・無保証人保証引受 ・保証料無料